

# 京 都 市 建 築 審 査 会

## 平 成 2 7 年 度 第 5 回 会 議 議 事 録

### 1 開催日時

平成27年9月11日（金曜日） 午後1時30分から午後6時まで

### 2 場 所

ウイングス京都 2階 会議室1・2

### 3 出席者

#### 【建築審査会委員】

高田会長，松本委員，東委員，南部委員，西嶋委員，板谷委員，奥委員

#### 【建築審査会事務局】

溝上建築指導部長，中山建築指導課長，平居道路担当課長，和田建築審査課長，高木建築安全推進課長，出嶋調査係長，磯林企画基準係長，奥山担当係長，小西道路第二係長，水口係員

#### 【参考人】

松苗係長，菊池係員（消防局予防部）

<議事事項(3)の担当者>

赤澤建築設計担当課長（公共建築建設課），橋本交通施設計画課長（歩くまち京都推進室），

小田事業促進第一担当課長（建設局道路建設課）

#### 【傍聴者】

0名

### 4 議事概要

- (1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）
- (2) 議事録の承認及び次回会議日程について
  - ア 平成27年度第4回会議の議事録の承認
  - イ 次回会議日程について
- (3) 同意案件に関する審議  
京都駅南口駅前広場の再整備 タクシー乗場・上屋他に係る道路内建築物許可
- (4) 同意案件に関する審議  
建築基準法第43条第1項ただし書許可（その他：右京区1件，上京区1件）
- (5) 事前相談  
下京区における歴史的建築物の保存活用計画について  
（京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例）
- (6) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（倉庫：伏見区1件）

(7) 事前相談

伏見区における歴史的建築物の保存活用計画について  
（京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例）

(8) 平成27年度第1号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（5）まで
- ・非公開：上記の議題（6）から（8）まで

6 審議内容

(1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）

結果：承認

(2) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成27年度第4回会議の議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

第6回の建築審査会会議を平成27年10月9日（金）の午後1時30分からひと・まち交流館京都で開催することとした。また、臨時会の開催について、全ての審議の終了後に事務局から提案することとなった。

(3) 同意案件に関する審議

[京都駅南口駅前広場の再整備 タクシー乗場上屋他に係る道路内建築物許可]

ア 議案の概要

建築基準法第44条第1項第2号及び第4号に基づく道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案 番号	申請場所	申請者	用途
6	南区西九条院町 地先	京都市長 門川大作	待機場
7	南区西九条院町他 地先	京都市長 門川大作	待機場
8	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	停留所
9	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	停留所
10	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	停留所
11	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
12	南区東九条室町 地先	京都市長 門川大作	停留所
13	下京区東塩小路釜殿町 地先	京都市長 門川大作	停留所
14	下京区東塩小路釜殿町 地先	京都市長 門川大作	停留所
15	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
16	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
17	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
18	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
19	南区東九条上殿田町 地先	京都市長 門川大作	停留所
20	下京区東塩小路高倉町 地先	京都市長 門川大作	自動車車庫
21	南区東九条西山王町 地先	京都市長 門川大作	停留所
22	南区東九条西山王町 地先	京都市長 門川大作	停留所
23	南区東九条西山王町 地先	京都市長 門川大作	停留所

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：防火上、衛生上、安全上支障がないということで、第44条の許可案件とされているのですが、16ページから17ページの構造物について、既製品のガルバリウム鋼板とバスストップの金属樹脂複合板と両方屋根に使われているのですが、この樹脂板とは透明性のあるものなのでしょうか。

担当者：金属樹脂複合板というものは、樹脂シートを心材としまして、その表面に金属板を接合し、構成した部材でございます。適度な強度と軽量性、意匠性、加工性の特長を有する建材で建物の外壁や看板類に使用される鋼板です。

委員：ガルバリウム鋼板を主体として出されてその上のところが樹脂鋼板ということですか。

処分庁：屋根材として、ガルバリウム鋼板で、天井材として金属樹脂複合板というふう  
に御理解いただければと思います。

会長：金属樹脂複合板を天井で使われて、接道部分の屋根材として金属樹脂複合板として  
出てくるのですか。

担当者：屋根材として出てきます。

会長：金属樹脂複合板というのは、天井としても使用しているし、屋根材としても使用し  
ているということですね。

委員：使い分けはどのようにされたのですか。

処分庁：既製品のガルバリウム鋼板の定尺で葺けるところは、屋根で葺いて、天井は複合板  
を使用しており、取り合い部分等の不整形なところはガルバリウムでは葺かず、天  
井材で使用している複合板で兼ねさせていただいています。

委員：既製品を使用されてコストダウンしていただいて、良いものをという工夫をされて  
いるのは、御説明でよくわかりました。その上で、2か所質問があります。一つ目は、  
パースで見ると22、23ページになりますが、一つは現行の京都駅の駅舎にオーバ  
ーハング部分で架けられているタクシーの乗降部分で、4mの高さの上家を建てられ  
るということなのですが、1点はこの接続部について、タクシーを降りられる方が雨  
の場合、駅舎との間が空くのか、空かないのかで利便の問題があるのかなと思います。  
もう一つは、22ページのタクシー乗場は、バックで進入し斜めに、タクシーが並ん  
で待っているという状態なのでしょうか。2m程度しか配置させていないような形で、  
タクシーが何台か並ぶということなのですが、タクシー待ちのところにお客様を誘導  
し、濡れないで対応できる形状かということが気になりますので、お聞かせいただ  
けませんか。

担当者：タクシー降り場につきましては、18ページのCタイプのものとなっております、  
約2mの屋根の上家の幅がございます。この内の60cmを歩道部分に入れまして、  
1. 4m部分をタクシーの乗継に回しており、約1m分くらいをタクシーの半分くら  
いを寄せると、縁石の上を乗せてドアを開けていただくということを想定しています。  
縁石につきましては、乗降の部分は下っております。そして、次にタクシーの乗場  
の方でございますが、基本は観光タクシー貸切タクシーを想定しており、御質問のと  
おり、バックで入るということを想定しております。そして、前から出ていくことを  
想定しています。屋根縁石につきましても、タクシー乗降に掛かる部分を外れないよ  
うに前については、3mほど出しており、後ろにつきましては、柱から2.1mで屋根  
を架けております。

委員：降り場の方については、殆ど隙間が空かない状況で施工されていると考えてよろ  
しいですね。

担当者：はい、そうです。

委員：乗場の方については、タクシーの乗降は通常左側のドアが開くということで、通常、  
駐車場の白線を引く際には2.5mくらいで設計をするのが一般的なのですが、2m  
しかないということは、それより間隔が狭く、左側に車が停まっていると右側は乗れ

ないような配置なので、人の流れから考えるとどこかで詰まってしまうのではないかと  
思うのですが、それは大丈夫ですか。

担当者：基本的には、現在、施工しております拠点広場の2階からエスカレーターで降りて  
きていただき、そのまま後ろの方からタクシーに乗り込んでいただくということを考  
えており、ここでずっとタクシーをお待ちいただくということは考えておりません。

処分庁：因みに今、2.3mの幅で設計をされているので、少し厳しめの幅かなとは思いま  
す。

担当者：そもそもスペースがない中で、8台はスペースを確保しようということで、納屋の  
幅については少し狭い設定となっておりますが、運用の中で乗降部分は広げていこうと  
考えており、基本的には後ろから乗り込んでいただくことを考えております。それか  
ら、先程、おっしゃっていたオーバーハング部分と屋根の接合部分ですが、極力空か  
ないように、雨が下に落ちてこないように処理をしようとしているところです。

委員：10ページの図面を見ますと太陽光パネルが付いていますが、この用途はなんでし  
ょうか。例えば照明であるとすれば、照明器具が上家の下に付くのであれば、高さ関  
係は大丈夫かでしょうか。それから、太陽光発電屋根用パワーコンディショナーのと  
ころの高さ関係も記述されていないのですが、図面を見る限り、大人の視線を切るよ  
うな印象を受けるため、安全性が確保されているのか、この2点について質問いたし  
ます。

担当者：太陽光につきましては、基本的に昼発電し、蓄電などはできないので、エレベータ  
ーやエスカレーターの動力のサブとして使用することを考えております。

担当者：補足いたしますと、太陽光で作りました電気は、拠点広場内の電気室に全て集約さ  
れ、少しでも購入する電力を少なくするため、エレベーター、エスカレーター、照明  
器具等の電源として京都市の施設で使用できるように考えております。そして、パワ  
ーコンディショナーにつきましては、これは、板状のものでして、柱の間に嵌る分電  
盤のようなもので、ここで蓄電するようなことはございません。

委員：高さについては大丈夫ですか。

担当者：こちらにつきましては、人が通行する場所ではなく、タクシーの待機場の上家とな  
ります。9ページの平面図で申し上げますと、一番右端の柱が2本分、この間でござ  
いまして、ここから北側が歩道、南側がタクシー待機場になりますので、人が横断す  
ることはございません。

担当者：パワーコンディショナーの下を潜って人の動線を分けておりませんので、御指摘に  
ついては大丈夫です。

委員：車道に人が飛び出すということは大丈夫ですか。

担当者：その部分につきましては、人の利用もなく、危なくないように横断防止柵を設置す  
るなどの対策はしております。

処分庁：8ページの図面を御覧いただくと、今問題になっておりますのは、(2)、(3) 道路  
付属建築物タクシー待機上家という部分に委員御指摘のパワーコンディショナーが一  
番端のスパンに設置される設計になっておりますが、実はここは屋根が付いておりま  
すが、道路付属建築物として、タクシー待機場上家となっておりますので、一般の方々  
がタクシーへのアクセスをする場所ではございません。道路の方へ歩道側から出てい

けない措置をしている場所になっており、道路へ人が出ていける場所ではないと御理解いただければと思います。

(4) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（その他：右京区1件、上京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9006	右京区花園妙心寺町2番及び65番	宗教法人龍泉菴 代表役員 梶田 宗隆	寺院（禅堂）
9007	上京区笹屋町二丁目601番の一部及び泰童町631番の一部	学校法人浄福寺幼稚園 菅原 好規	学校（幼稚園の遊戯室等）

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

議案番号【9006】について

委員：防火上の措置はされているのですか。

処分庁：今回敷地内に京都府登録文化財として本堂、書院、庫裡、鐘楼、大手門がございますので、敷地内に屋内消火栓や、自動火災設備等が備えられています。

委員：要するに増築部分ではなく、他の部分に防火上の措置がされているという理解でいいですか。登録文化財とおっしゃっていましたが、解体することに問題はないのですか。

処分庁：はい。今回、解体する部分は、後から付け足した部分となり、文化財にはなっておりません。

議案番号【9007】について

委員：防火上の措置は特にされていないということでしょうか。

処分庁：建設地には設備はないのですが、浄福寺内には防火水槽が2箇所ございます。

委員：この防火水槽2つで防火上は大丈夫ということなのですか。

処分庁：申請地内については、防火上支障ありません。

委員：広い境内地という表現で御説明いただいていたのですが、広い空地と広い境内地と一致するものなのですか。境内地の中には空地だけではなく、お寺の建物が建っている訳ですが、これを空地と解釈してもよいのでしょうか。

処分庁：境内地に建物があって、それ以外の空地があり、尚且つ、その空地の中にある参道をアプローチとして法上の道路に繋がっているということになります。建物はありますが、その空地を通過して道路まで行けるとの解釈をしています。

処分庁：6ページを御覧ください。特に、参道を活用いただくということになり、その他の建物以外のスペースについても空地として考えております。

処分庁：少し補足をさせていただきますと、「建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可に係る基準」第2章の許可基準「広い空地」この中に第1の1として、次

の(1)から(3)まですべてに該当するものとして、広い空地は次のア、イに該当するものというなかで、イでいずれかに該当するものの列挙の中で、「寺院又は神社の境内地であること。」ということで、寺社の本殿等を除いたそれ以外の部分を広い空地として、従前の許可基準として前もって定めさせてもらい、運用をさせていただいていることとなります。

委員:寺院や境内地は広い空地を備えているというのを前提にしているということですね。

## (5) 事前相談

[下京区における歴史的建築物の保存活用計画について(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例)]

### ア 報告の概要

下京区における歴史的建築物の保存活用計画について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

### イ 質疑等

委員:御影堂は登録されるということですが、御休息所自体は建築基準法に適合した建替えをされるということなんですか。

処分庁:御休息所につきましては、鉄筋コンクリートの建物でこれから作られるものがございますので、法に基づいて建てられる建物になります。御影堂を法適用除外し、接続しても御影堂に今の法が及ばなくなった後に、確認申請を出されて御休息所に取り掛かれるというようになります。

委員:この東本願寺の御影堂は明治になって建てられたものですが、当時、東洋一の木造建築で今も日本一の明治の非常に重要な本願寺様式の御影堂ということで、10年前に国の登録有形文化財になっているということで、これ自身を重要文化財にする動きがあるということは聞いておられないのですよね。

処分庁:はい、敷地内の建築物につきまして、重要文化財の指定に向けた検討をされているという部分は一部はあると聞いてはいるのですが、まだ、内々で検討されているという段階でして、御影堂で特に重要文化財の指定に向けた動きをされているというのは、設計者に確認したところ、今のところそのような動きというのは確認できておりません。

委員:御影堂自体は保存に適しているとは思いますが、御休息所と御影堂を別個の建物として進めれば、わざわざこの制度を使う必要はないような気がするのですが、この制度に依らなければいけない理由はどこにあるのですか。

処分庁:まずは、御休息所におきまして、着替え休憩等をされた後、御影堂に向かわれるということで、機能上接続して一体の建築物としたいという御意向があるということが一点と、御指摘のとおり、資料の中で紹介させていただいた、適用困難な規定のほとんどは、別棟で建てる場合はかからないということには確かにございますが、機能上一体にしたいという御意向もございまして、仮に、少し離してこの建物を建てたとしても、建築基準法上の延焼ラインと言いまして、建物間の中心から発生する3m、2階以上であれば5mといった範囲に網入りガラスなどのような防火設備でないといけないという規定が、御影堂に対してかかってしまうということがございます。

この場所にこういった機能のものを建てるに当たり、法の適用をきちっとした形で整理されるというのは、この計画においては難しいのではないかという状況でございます。

委員：渡り廊下で繋ぎ、くっついていたからと言って別個の建物ということもある訳ですよ。先程おっしゃったような防火上の設備を付けるという程度であれば大規模修繕にはならないから、御影堂について、可能であろうし、具体的にどこが不可能なのかがよく分からないのですが。

処分庁：御影堂に属します開口部いわゆる窓等の部分で延焼の恐れのある部分につきましては、木製の開口部の部分を法律で求める一定時間以上炎を通さない機能であり、網入りガラス入りアルミサッシのようなものに代表されるものに変える必要があります。御影堂自体には直接接続せず、工事をしなくてもそういった規定が適応されていますという状況です。

委員：廊下の方へ作られるのではないのですか。

処分庁：既存側へも求められることとなります。建物を後から作ったとしても、その2つの建物の中心線から双方に対しての延焼の範囲が発生しますので、双方がその範囲の中で防火措置をしなければならないということになります。

委員：今回の設計を見せていただいている限りは、積極的にバックヤードのバリアフリー化を進めたいという要望の中でこの建物をお考えなので、そうすると一体性を高めながらということはあるのですが、歴史的建築物と位置づけをするときに、それに積極的に接続する建物のデザインというかそういうものに関して、接続する側の建物についても、それなりに配慮を求める必要があるのかなという点が一点と、防火上の機能としてどうなのかということになった時に、12ページにある防火水槽というのは今までもう少し遠隔にあったものを移設されるという解釈でよろしいですか。

処分庁：一点目の増築建物のデザインの件ですが、敷地自体が歴史遺産型的美観地区に入っておりますので、デザインにつきましては景観部局との調整の中で、ふさわしいデザインとして設計されるというに考えておりますし、防火水槽の件ですが、5ページを御覧いただきますと、No. 22の御休息所の図面右上にNo. 57のポンプ室があり、ここが現在、御影堂に火災があったときの水利として使用されていますが、270tの容量がありますが、少し足りないということになっており、消防との協議の中で水利を増強しまして、625tの水槽を地下に設けられるということで、御影堂自体の消防設備は270tから625tに上がりまして、元々の270tにつきましては敷地内の消火水槽として使用されるというふうに確認しております。

委員：一番目に関しては、少なくとも歴史遺産型美観地区の重要界わいであったところで、通常の建築基準法が適用されてデザインコードを守れというのが京都市の考え方な訳ですからこの場合は、それを破ることになるわけですよ。

処分庁：適用除外になるのは建築基準法のみです。

委員：要するに通常の歴史遺産型美観地区における重要界わいであったとしてもそこに関しては、デザインコードに関しては美観地区としてのデザインが求められてかつ、建築基準法の通常の適用を受けますよね。

処分庁：建築基準法の通常の適用を受けます。

委員：これに関しては、御影堂に関しては要するに適用除外ということになってくる訳で

すから、それに隣接する建物に対して歴史遺産型の美観地区におけるデザインコードだけを満たしていればいいというのでよいかというのが少し疑問に思います。

処分庁：増築される建物に因りまして元の建物の景観的な価値等がき損されないように、それにふさわしいようなデザインにすべきであるという視点を持つべきではないかという御指摘でしょうか。

委員：要するに主があるから、規制を認めることによってこれに関しては建築基準法の適用除外を考えるべしというような理屈になっている訳ですよ。それが隣接する建物に関しては当然建築基準法上の建物として要件は満たすわけですけども、それによって本体の景観そのものが、普通的美観地区のデザインコードを守る程度のもではないから、こちらの方も優遇しましょうという理屈から行くと、そこに求められるものというのは、少しレベルの高いものであってもいいのではないかというのが主旨です。

会長：文化的価値の議論というところでは、少しそういった話も入ってくる余地はあるかもしれませんが、3条その他条例の活用することの意義がどこにあるのかというのが具体的な議論になった訳ですが、今、委員から御指摘のあったことですが、要するに設計上もう少し工夫すると、このように大がかりなことをやらなくてもいけるんじゃないかというような議論であるとか、逆に、御休息所の建築に対して何らかの緩和の方法がないかですとか、要するに3条を活用する理由をできるだけ明快に示さないといけないという指摘だったと思いますから、今の防火に関することにつきましては委員から出た本体と御休息所の関係について、できるだけ明快な説明がいます。3条その他条例の活用の意義に関しては、私は、今のこのようなものの見方もあるのですが、新たな活用法だという意味もあるかと思しますので、こういう使い方についてももう少し具体的に議論した方が良くお思っているのですが、これも、前の時にも言っていることなのですが、安全性の確保、防火も耐震も全てについて言える話ですが、構造技術、設備技術をハード面に対応するだけではなく、保存活用計画を作っていたに意味合いというのはソフト面での役割、対応というものを最大限引出してこれで、安全性の理屈を構築するというのが、非常に大切だと思っています。災害文化、防災文化というものはこれだけの寺院を運用してきている訳ですから、必ずあるはずでそれをこの機会にきちんと根拠を含めて引き出していただき、社会化していただくことが、3条その他条例の意義の一つであると思っています。維持管理についても、もう少し深いものがないとおかしいと思うんですね。火災にもあっている訳ですから、これまで色々な観点で歴史的な検討されてきたはずなので、現在とか未来に活かすための、ソフトな防災、安全性確保の方法というものを保存活用計画に書き込んでそれを継承していくというのが、そういうことができると3条その他条例の活用の意義とこれまで京都市がやってきたことに加えて、新しいパターンであると言えると思います。これまででも、大事だと思っていましたが、これは特に今回は大きな仕組みを動かして本体とは関係のない御休息所を建てるということへの違和感がありますので、そういうところについても特に御説明いただければと思います。

(6) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（倉庫：伏見区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9005	伏見区	(個人)	農業用倉庫（倉庫業を営まない倉庫）

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：空地の中に存するというのはこの場合は全然問題ないと思うのですが、どの範囲のことを空地というのですか。

処分庁：「建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可に係る基準」の第2章第1-2に該当していると考えており、空地というのではなく、田畑又は山間地における農業用倉庫、林業倉庫等に判断できるものと考えています。

(7) 事前相談

[伏見区における歴史的建築物の保存活用計画について（京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例）]

ア 報告の概要

伏見区における歴史的建築物の保存活用計画について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 質疑等

会長：どう改修するかという計画は出ていないということですね。

処分庁：はい、まだ、固められていない状態です。詳細はお聞きしておりませんが、前庭の部分に戻すというのは、聞いております。

委員：この条例の一つの利用の仕方としていいのではないのでしょうか。

委員：この住居は個人の居住地になっているのでしょうか。

処分庁：申請者が住居として住まわれるために今回の改修を計画されているということです。

会長：離れも現在は一軒の家として使われているのですか。

処分庁：一つの敷地の中の一団の機能として住まわれています。

委員：伏見のこの地域ではこういった家が何件も存在しているのでしょうか。

処分庁：伏見の旧市街地の部分は景観の制度もかかっておりますし、結構、集積しております。この通りは、あまり規制が掛かっていないのですが、そういった町家がいい状態のまま残っています。

会長：これは、3条その他条例の適用の議論の時に具体的な改修計画というものが出ない状態で議論をするということになるのですか。

処分庁：改修計画と共に、議論をお願いします。

会長：現況の説明をいただいているということですね。できるだけ復元をしたいと言われ

ているとのことですが、元の状態がどうだったかということはどうですか。

処分庁：必ずしも図面がある訳ではございませんので、想定するということになります。最終的にはオーナーの希望等を加味しながらこれから設計されるということになります。

会長：あまり復元とは言わない方がいいかもしれませんね。伝統的な構法を活かして住まいとして再生するという形でしょうか。

委員：今回の対象に離れは入っておりませんが、この離れがどういう状態で利用されているのかというところが、その改修計画と関わってくるかもしれないというところで、気になります。離れと一体にしろという訳ではないのですが、離れがどういうふうにご利用されるかによって一体の敷地としての全ての建物についても安全上問題がないように考えていく必要があると思うので、その旨についても触れていただいた方がいいのかなと思います。

委員：図面と写真を見合わせますと、この敷地境界線は大丈夫かなと思うのですが、その辺りは少し明確にした方がいいのではないのでしょうか。

処分庁：東側の敷地の境界と建物の位置の関係ですとか、元々の外壁のラインにつきましても確認をいただいているところです。これまでからの安全な避難ですとか敷地の中を含めた安全性の確保というところにつきましても、設計者と詰めさせていただき、御説明できるようにしたいと思います。

会長：常識的には通り庭がもう少し奥にあったのだらうと思いますが、本当に復元というのであればそういうことが必要になる訳ですが、必ずしも復元をしなくてもいいのかもしれませんので、その辺りも含めて資料をまとめてください。

#### (8) 平成27年度第1号審査請求事件に関する審議

平成27年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

なお、審議の間、和田建築審査課長は退席した。

全ての議事事項終了後、臨時会の開催について審議を行った結果、10月6日の午前中に臨時会を開催することとなった。

## 7 閉会

京都市建築審査会  
会長 高田 光雄